

北本市「市民交流プラザ多目的ルーム」利用のご案内

1 名称及び位置

(1) 名 称 北本市市民交流プラザ（2階フロアの総称）

所在地 中央2丁目172番地

(2) 名 称「多目的ルーム」

多目的ルーム面積及び定員（多目的ルーム1と2をあわせて利用も可）

名 称	面 積	定 員	備 品
多目的ルーム1	35.72㎡	18人	机6、椅子18
多目的ルーム2	35.72㎡	18人	机6、椅子18
多目的ルーム3	36.86㎡	18人	机6、椅子18
倉 庫	7.50㎡		パネル20など
合 計	115.80㎡	54人	

2 多目的ルームの利用方法

受付場所 市役所総務課で受け付けますので、使用料を添えて申し込みください。

受付開始日 利用日の3カ月前の同一日から申し込みできます。

受付時間 月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで（祝日・年末年始を除く）
（同時刻に申込者が競合した場合は抽選）

仮 予 約 北本市公共施設予約システム（インターネット）により、ご自宅のパソコンや携帯電話からインターネットを通じて、北本市の公共施設の「空き状況照会」や「仮予約」ができます。施設一覧から「市民交流プラザ多目的ルーム」を選択してください。

URL: <https://www.task-asp.net/cu/ykr112330/app/ykr00000/ykr00001.aspx>

※注意事項について

・北本市公共施設予約システムの利用には、**あらかじめ利用する施設において利用者登録が必要です。**

・利用者登録の際は、申請者の身分証明書を持参してください。

・インターネットからの仮予約の受付は施設によって異なり、市民交流プラザ多目的ルームの場合は、窓口受付開始日の5日後から窓口予約応答日の8日前までの期間となります。窓口での仮予約の受付も8日前までとなります。

・電話での仮予約は受付できません。（空き状況照会はできます）

・公共施設予約システムで「仮予約」した後、予約した翌日から起算して7日以内に利用する施設の窓口で本予約の手続きを行わなかった場合には、その仮予約は取消されます。

利用時間 午前9時から午後10時まで（利用時間には準備・清掃等の片付けの時間も含む。）

利用期間 連続して利用できるのは6日間です。

休 館 日 12月29日から1月3日

取消・変更 利用者の自己都合による取消を行った場合は、使用料の返金はできません。利用者の自己都合による変更は1回のみ可能です。変更する場合は、利用日の前日までに許可書を持参の上、窓口にお越しください。

※予約の変更、中止について

・選挙（期日前投票）等、管理上の都合で予約を変更等させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

3 多目的ルームの利用の範囲

販売行為等の禁止

物品の販売、保険の勧誘、カルチャースクール等の使用はできません。また、展示会等の営利利用（営利宣伝行為）は可能ですが、現金の授受、契約行為はできません。

※生徒から月謝等を集めて行うカルチャー教室等は、知識や技術の販売で現金授受があるものと見なし、利用できません。市民グループ等が行う活動に講師等で専門家を招く事業は利用できません。

※営利宣伝行為の一例

・企業等が実施する商品の展示会、説明会、無料体験会、無料相談会、求人説明会、採用面接会場、学生服の採寸会場、マンション建設説明会、入場料を徴収する説明会、その他営利宣伝に該当すると判断される行為。（社内会議、社内研修での利用は営利宣伝行為とはみなさず、割増料金の適用はしません）

その他禁止の行為

公共の福祉を害する行為、騒音、振動、異臭を発生させる行為、周辺環境に影響を及ぼす行為、定員を超えての使用

※楽器を演奏したり、音楽等を流す場合は、申込み時に申し出てください。

（隣室にも音が聞こえてしまうため、原則多目的ルーム3を借りて頂きます。）

※個人の利用も可能です。

4 多目的ルームの使用料

基本使用料

利用時間 利用区分	午前9時～午後0時 (午前)	午後1時～午後5時 (午後)	午後6時～午後10時 (夜間)	午前9時～午後10時 (全日)
多目的ルーム1	750円	750円	750円	2,250円
多目的ルーム2	750円	750円	750円	2,250円
多目的ルーム3	750円	750円	750円	2,250円

〈備考〉

- 1 市外居住者（市内に住所、事務所又は事業所等を有しない者）が利用する場合は、それぞれの基本使用料の額に50パーセントを乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加算する。
- 2 利用権利者が、営利宣伝を目的として利用する場合は、それぞれの基本使用料の額に100パーセントを乗じて得た額を加算する。
- 3 利用権利者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、それぞれの基本使用料の額に次に定める率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加算する。
 - (1) 入場料が500円未満のとき 20パーセント
 - (2) 入場料が500円以上1,000円未満のとき 30パーセント
 - (3) 入場料が1,000円以上2,000円未満のとき 50パーセント
 - (4) 入場料が2,000円以上るとき 100パーセント

例) 市外・営利活動で多目的ルーム1を1日借り、入場料600円をとる場合

項目	基本使用料	市外割増	営利宣伝割増	入場料割増	合計
使用料	2,250円	1,120円	2,250円	670円	6,290円

※ 既納の使用料は、利用権利者の原因による場合は還付しません。

※ 営利宣伝割増は、個人・団体に関わらず入場料をとる場合や施設のご利用が営利宣伝（展示・面接・説明会・宣伝など）に該当すると判断される場合。

※ なお、営利企業については教育施設である公民館等は利用できません。

5 利用上の注意事項

- (1) 利用する際には、許可書を受付に提示してください。
- (2) 利用した机や椅子その他附属の施設等は、整理整頓し掃除するなど原状に戻してください。また、ごみ等は、必ずお持ち帰りください。
- (3) 展示作品や貴重品、持ち込み品などは自らの責任で管理してください。
- (4) お帰りになる際は、その日毎に「北本市市民交流プラザ多目的ルーム確認表」を係員にご提示ください。用紙は管理室にあります。
- (5) 許可なく、看板・ポスターの掲示や造作など、これらの行為は禁止いたします。また、利用目的以外の使用は禁止いたします。
- (6) 多目的ルームでの飲酒、喫煙、火気の使用や危険物、動物の持ち込みは禁止いたします。
- (7) 許可外の施設までにおよぶ音声等をあげないでください。
- (8) 施設、設備などは大切にご使用ください。万一、損害を与えた場合は損害賠償相当額を弁償していただきます。
- (9) 利用の権利を譲渡し、又は転貸することはできません。
- (10) 条例、規則に違反したときは、本許可を取り消すことがあります。
- (11) その他、係員の指示する事項を必ずお守りください。

6 問合せ 総務課 資産管理担当 直通 048-594-5509